

「犯罪被害者週間」のお知らせ

11月25日(火)から12月1日(月)までは
「犯罪被害者週間」です

犯罪は、ある日突然、大切なものを一瞬にして奪い去ってしまいます。
犯罪被害者等は、犯罪そのものにより被害を受けるだけでなく、その後も
長い間、様々なことで苦しめられます。

あなたの身近に、被害に遭われた方がいたら、優しい気持ちで手を差し
伸べてください。

犯罪被害者等の思いに寄り添い、社会全体で支えていきましょう。

令和7年度犯罪被害者週間の標語

わたしにも できる支援が ここにある

犯罪被害給付制度のご案内

この制度は、故意の犯罪行為により重大な被害を受けた犯罪被害者等
に対し、国が給付金を支給することで、精神的・経済的な負担の軽減を
図るものです。

【給付金の種類】

★ 遺族給付金

被害者の方が亡くなられた場合にご遺族に支給

★ 重傷病給付金

身体に重大な負傷又は疾病にかかった場合に支給

※ 加療1か月以上かつ入院3日以上を要する負傷又は疾病(精神疾患である場合
には、3日以上労務に服することができない程度のもの)

★ 障害給付金

被害を受けた本人に障害が残った場合に支給



一定の条件があり、
給付金の全部又は
一部が支給されない
ことがあります。



性犯罪被害相談電話

ハートさん

8 1 0 3

このダイヤルに連絡すると、発信場所を
管轄する都道府県警察の性犯罪被害相
談電話につながります。

